

令和5年3月31日

以下のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

**【事案1】虚偽報告等**

|             |  |
|-------------|--|
| 1 被処分者の所属等  | 北九州市立特別支援学校 学校事務職員 (男性・31歳)  |
| 2 処分年月日     | 令和5年3月31日  |
| 3 処分の種類及び程度 | 懲戒処分 減給(10分の1) 5月間   |
| 4 処分理由      | 虚偽報告等  |
| 5 事案の概要     | 令和4年5月から9月にかけて、男性係員は、勤務校の教員の共済組合手続関係書類(6件)を共済組合等に送付せずに放置し、このうち3件については、上司等から進捗状況の確認を受けた際、自分の事務の放置を隠すために、虚偽の説明等を行い、その後、上司等に何も言わずに書類を送付していた。また、教員2名の児童手当申請書類の送付を放置して1月分の支給遅延を生じさせた。 |

**【事案2】欠勤等**

|             |  |
|-------------|--|
| 1 被処分者の所属等  | 北九州市立中学校(八幡東区) 教諭 (男性・37歳)   |
| 2 処分年月日     | 令和5年3月31日  |
| 3 処分の種類及び程度 | 懲戒処分 停職3月間   |
| 4 処分理由      | 欠勤等  |
| 5 事案の概要     | 令和4年12月16日(金)から令和5年1月23日(月)までの勤務日22日間を正当な理由なく欠勤した。また、この間、管理職からの電話連絡や自宅訪問にも全く応じず、欠勤理由等を確認した際に虚偽の説明を行った。 |

**【お問合せ先】**

北九州市教育委員会教職員部

労務争訟担当課長 野口

電話 093-582-2715